

事 務 連 絡
令 和 8 年 1 月 5 日

各都道府県国費出納事務担当者 殿

厚生労働省大臣官房会計課
会計企画調整室企画係長

「債主コードの登録について」の廃止について

平素は、ADAMS IIの適正な運用にご理解とご協力をいただき、御礼申し上げます。

さて、平成16年3月16日付厚生労働省大臣官房会計課監査指導室指導班企画係長事務連絡「債主コードの登録について」ですが、今般廃止することとしましたので、以後は「電子情報処理組織を使用して国の会計事務を処理する場合における一般的留意事項、特殊な取扱い等について」（令和4年1月4日財会セ第1号）及びADAMS II電子マニュアルの規定に従い取り扱っていただきますよう、よろしく願いいたします。